

# 不正軽油は

作ることも使うことも

# 犯罪

です。

懲役  
罰金



不正軽油は犯罪です。

不正軽油は悪質な脱税行為です。

公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。



不正軽油を**作ると**

10年以下の懲役、  
1,000万円以下の罰金

法人の場合

3億円  
以下



不正軽油を**使うと**

2年以下の懲役、  
100万円以下の罰金



# 不正軽油は作ることも使うことも犯罪です。



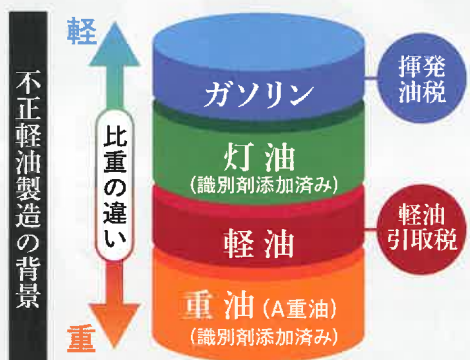
不正軽油に関わる人は  
**全て罰せられます!**

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら原材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所や設備・器具を提供した人などにも重い罰則が適用されます。



## 不正軽油とは

主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。



### 不正軽油を製造すると

知事の承認を受けずに軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。  
[地方税法第144条の33第1項]



### 不正軽油を運搬・保管・取得等すると

不正軽油と知って運搬・保管・取得等すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。  
[地方税法第144条の33第3項]



### 軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。  
[地方税法第144条の41]



### 不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科されます。さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。  
[地方税法第144条の33第2項]



### 不正軽油を使用すると

知事の承認を受けずに燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡、消費すると、2年以下の懲役、100万円以下の罰金が科されます。  
[地方税法第144条の33第4項]



### 検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。  
[地方税法第144条の12]



## 不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります

[地方税法第144条の4]

不審な業者や施設などの情報も  
**ぜひお寄せください!!**

- ✓ 市価に比べて異常に価格が安い。
- ✓ 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- ✓ 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- ✓ 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。